

# 学校における感染症について

「学校保健安全法」で定められた感染症に罹患したときは、周囲への感染拡大を防ぐため、医師の許可を得てから登校することになっています。

学校保健安全法に定められた感染症にかかった時は、下記のとおり対応してください。

## 1. 速やかに医療機関で受診してください。

医師の指示に従い、感染のおそれなくなるまで自宅療養します。

## 2. 短大事務課に罹患を報告してください。

受付時間

平日（月曜～金曜）9：00～17：00

〈生活学科〉TEL 03-3381-0197 〈臨床検査学科〉TEL 03-3381-0121

## 3. 「登校許可書」をダウンロードし、登校が許可されたことを医師に記入してもらってください。

（登校禁止期間が記載されていれば医療機関発行の様式でも可）

[登校許可書](#)

※許可書の用紙は短大事務課でも配布しています。

## 4. 初登校時、上記証明書の原本を短大事務課に提出してください。

欠席が1週間未満でも必ず提出してください。